令和7年度新たな県産材利用促進事業実施要領

第1 総則

新たな県産材利用促進事業(以下「事業」という。)の実施については、令和7年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

民間企業等のアイディアを活かし、県産材を活用した製材製品以外の新たな商品開発や利用方法に対し支援を行い、新たな県産材製品の利用促進を図る。

第3 補助対象経費

補助対象経費は、県産材を活用した製材製品以外の新たな商品開発や利用方法の検討に要する次の経費を補助対象とする。

区 分	内 容
謝金	事業推進のために開催する会議等に外部から参加する委員及び指導者等の謝金
旅費	事業推進のために開催する会議等に外部から参加する委員及び指導者等の旅費
需 用 費	材料試験・実証展示等に用いる資材費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費等
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料、市場調査費の経費、システム開発費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、コンサルタント等の委託料
使用料及び賃借料	会議室、試験器具・機械等の借り上げに要する経費

第4 補助金

1事業主体(同一年度に行う開発は1企画とする。)に対し、1,000千円以内とする。

第5 事業主体の選定

- 1 事業主体は、事業計画承認申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、地方局長 に提出する。
- 2 地方局長は、申請内容等を確認し、事業の目的や補助対象経費等が適当と認められる場合は、知事に推薦する。
- 3 知事は、事業計画承認申請書の内容について、事業の効果・確実性等を審査し事業 主体を選定する。

なお、審査項目は、次のとおりとする。

- ① 県産材の利用拡大に向けた製品開発や商品開発につながる計画であるか
- ② 計画の内容が、県産材の利用(加工)量の増加に寄与するか
- ③ 具体的な効果(製品化等)が発揮できる計画であるか
- ④ 地域の林業・木材産業関係者等の協力を得て行う計画であるか
- ⑤ 費用対効果、モデル性等、事業の趣旨にあった計画であるか

第6 事業期間

事業期間は、交付決定をした日から翌年の2月28日までとする。

第7 事業成果の普及

要綱第5条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、愛媛県森林環境税を活用した事業で開発を行った新たな県産材の利用商品や利用方法であることと、県産材の利用状況について普及活動を行う。

また、事業成果については、分かりやすく取りまとめ、要綱第9条第1項に定める

事業実績報告書に添付して、知事へ報告する。

第8 事業の検査

1 検査の実施

地方局長は、補助事業者から事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、適当と認めた場合は、検査調書(様式第2号)に検査復命書(様式第3号)の写しを添付して、知事に報告する。

2 検査の方法

検査員は、事業計画承認申請書等に基づく事業の着手から完了に至る一連の経理 事務の状況について検査を行う。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限りでその効力を失う。 なお、令和8年3月31日までに交付決定された補助金については、翌年度以降においても、 その効力を有する。

年度新たな県産材利用促進事業計画承認申請書

年 月 日

印

地方局長 様

住 所 申請者 名 称 代表者職氏名

年度において、新たな県産材利用促進事業を実施したいので、年度新た な県産材利用促進事業実施要領第5の1の規定により、実施計画書を添付し申請します。

記

- 添付書類 (1) 新たな県産材利用促進事業実施計画書
 - (2) 新たな県産材利用促進事業実施計画の経費見積書

責任者・担当者記載欄(代表者印を押印する場合は記載不用)

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名·連絡先)	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上 席者を宛先として提出すること。

年度新たな県産材利用促進事業実施計画書

2	開発の工程
3	県産材の使用計画
4	県産材の調達方法

1 新たに開発を行う目的及び使用・利用方法

- 5 開発後の新たな県産材の利用商品や利用方法の普及活動計画
- 6 添付書類
 - (1) その他計画内容を説明する図面、書類や写真等
 - (2)申請者の概要が分かる書類等
 - (3) その他知事が必要と認める書類

別紙1-2 年度 新たな県産材利用促進事業実施計画の経費見積書

項目	区分	数量	単位	単価	金額	内	容
	謝金						
	旅費						
	需用費						
	役務費						
開発費	委託料						
,,,,,,	使用料及び賃借料						
	小計						
	謝金						
	旅費						
	需用費						
	役務費						
普及・啓発費	委託料						
	使用料及び賃借料						
	小計						
	謝金						
	旅費						
	需用費						
	役務費						
その他	委託料						
	使用料及び賃借料						
	小計						
	謝金						
	旅費						
	需用費						
	役務費						
	委託料						
	使用料及び賃借料						
	小計						
計							

年度新たな県産材利用促進事業完了検査調書

このことについ します。	いて、完了検査を別紙復命書のとおり実施	しましたの	で下記	のとお	り報告
愛媛県知事	様		年	月	日
		地方局 (公印省			
	記				
年月めます。	日に完了検査を実施した結果、補助金	F	<u>円</u> の交	付は適	当と認
	補助金の交付状況 補助金交付決定額 既 交 付 額 今 回 支 払 額 残 額	円 円 円 円			

年度新たな県産材利用促進事業完了検査復命書

年 月 日

地方局長様

所属 検査者 職 氏名

印

年 月 日に新たな県産材利用促進事業の完了検査を終えましたので、関係書類 を添えて復命します。

- 1 事業主体
- 2 補助金

交付決定通知額: 既 支 払 額: 今 回 支 払 額: 残

- 3 事業内容
- 4 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 検査内容
 - (1) 県産材の使用・利用状況
 - (2) 県産材の調達状況
 - (3) 新たな県産材の利用商品や利用方法の普及活動状況
 - (4) 経理状況
- 6 検査所見